破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４３号
秋田県大館市松峰字西松峰146番地
債務者　日景　　宰
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第４４号
秋田県大館市松峰字西松峰146番地
債務者　日景　優実
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２７２７号
大阪市旭区森小路１丁目11番23―904号
債務者　徳山　　甫
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１９号
大阪府豊中市曽根西町１丁目７番13号
債務者　柗村　久好
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０４号
大阪府東大阪市長堂３丁目７番20号プレアール布施Ⅱ301号、前住所奈良県生駒市壱分町83番地77
債務者　岡　　剛史
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２１号
大阪市中央区高津３丁目３番14―803号
債務者　竹内　麻衣
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７６号
大阪府茨木市学園町３番１―904号、前住所大阪府茨木市学園町５番４―907号
債務者　藤田　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９５号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番１―407号
債務者　尾﨑　勝己
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９５号
大阪府枚方市招提中町１丁目37番16号
債務者　牧　　裕二（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０５号
大阪府門真市深田町８番15号　松井文化２階、前住所大阪府守口市菊水通３丁目14番１―305号
債務者　木村光一こと　朴　　三光
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０２号
大阪市住之江区浜口東３丁目５番26号大塚マンション401号
債務者　山本　宏子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３０号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―413号
債務者　上山　晃平
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３１号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―413号
債務者　上山　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８３号
大阪府吹田市山田東１丁目25番18―307号
債務者　森川　高明
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６２号
大阪市西成区鶴見橋２丁目７番５号　第３ここハイツ103号
債務者　前田　俊時
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８０号
大阪市生野区新今里１丁目10番16―609号
債務者　久保　和也
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８７号
大阪市東淀川区豊里１丁目９番11―206号
債務者　芝　　健作
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部